

介護事故報告の手引き

～鹿屋市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱留意事項～

1	基本的な考え方	…	P 1
2	鹿屋市における事故発生時の対応について	…	P 2
3	事故報告フローチャート	…	P 5
4	様式	…	P 6

令和3年7月
鹿屋市高齢福祉課

1 基本的な考え方

1)目的

- ◎ サービス提供時に発生した事故について、その内容や対応の状況を保険者に報告を行うことにより、事業者が保険者との連携を円滑に行い、事故に対する適切な対応や再発防止策を講じるとともに、介護サービスの安全と質の向上を図ることを目的とする。

2)基準等

- ◎ 介護サービス事業者、介護保険施設（以下「介護サービス事業者」とする。）は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ◎ 介護サービス事業者は、事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- ◎ 介護サービス事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

*解 釈

利用者が安心して介護サービスの提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものであり、発生した事故の原因を究明、分析し対応措置することにより、よりよいサービス提供を目指すもの。

- ① 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。
- ② 賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのためには損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。
- ③ 事故が生じた際には、その原因を究明し、再発防止の対策を講じる。

【根拠法令】

- * 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 37 条
- * 鹿屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例 第 40 条、第 78 条の 2、第 59 条の 18、第 108 条、第 128 条、第 149 条、第 175 条及び第 189 条
- * 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第 27 条
- * 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 第 35 条
- * 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第 31 条
- * 指定介護老人保健施設の事業の人員及び運営に関する基準 第 36 条
- * 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 第 40 条
- * 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第 53 条の 10
- * 鹿屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例 第 37 条、第 65 条及び第 86 条
- * 鹿屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 第 29 条
- * 鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業の人員等に関する基準を定める要綱 第 35 条及び第 51 条
- * 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第 29 条の 2

2 鹿屋市における事故発生時の対応について

1) 事故発生時の対応

- ・利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、各事業所のマニュアル等に沿って対応し、報告については「事故報告のフローチャート（５ページ）」を参考に、事故報告書を提出してください。

2) 報告すべき事故の範囲

(1) サービスの提供による利用者の事故の発生（以下の①②）

①死亡に至った事故

②医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故（医師の診察の結果、異常なしや様子観察等、治療を要さなかったものについては、事故報告は不要とします）。

（例：転倒、転落、外傷、誤嚥、窒息、異食、誤飲、火傷、医療処置関連等）

- ・「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。
また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。
- ・事業者側の過失の有無は問わない。
- ・利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。

(2) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

- ・利用者の処遇に関連するものに限る。
（例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故等）

(3) 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたとき、規定値を超えるレジオネラ属菌が検出されたとき

- ・保健所等関係機関へも報告を行い、関係機関の指示に従うこと。
- ・2名以上の感染があった場合は報告をすること。
- ・新型コロナウイルス感染症については、感染者が1名でも発生した場合は報告すること。

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

- ・誤薬、与薬忘れ
- ・離設
- ・事業所、法人又は市が報告を要すると判断したもの

3) 事故報告の方法・期限

(1) 第1報について

事故が発生した場合、「事故報告書」の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに（遅くとも5日以内を目安に）市高齢福祉課へ報告してください。

【報告方法】

- ・事故報告書の提出は、**原則としてメールにより提出**してください。
- ・メールタイトルは「事故報告」とし、ファイル名は **【第〇報】事業所名** としてください。（例）【第1報】グループホーム△△
- ・メールによる提出が困難な場合には、従来通り FAX による提出も可とします。ただし、FAX 提出の場合には、個人情報保護の観点から、個人情報に該当する部分（氏名等）は空欄のまま送信し、該当部分は電話で報告するようにしてください。
- ・なお、重大な事故等で取り急ぎ市へ報告することが望ましい事案については、速やかに電話で報告を行い、その後に報告書を提出してください。（例：サービス提供中の死亡事故、新型コロナウイルス感染症の発生等）
- ・新型コロナウイルス感染症については、感染が判明した時点で速やかに第1報の報告をしてください。

(2) 第2報（最終報）について

概ね1か月以内に介護事故検討会等を開催し、「事故報告書」の7から9までの項目を記載し、市高齢福祉課へ報告してください。

【報告方法】

- ・第2報は、(1)により提出した第1報に追記してください。
- ・報告方法については、(1)と同様に、原則としてメールにより提出してください。
- ・感染症については、収束後に一括して報告してください。（感染症ごとに、全ての対象者を1枚にまとめて、対象者一覧や感染経路を添付し、報告してください。）
- ・新型コロナウイルス感染症の場合の報告については、感染者1名につき1枚としてください。
- ・第2報部分（原因分析、再発防止策等）については、様式「事故報告書」の内容を満たすものであれば、各事業所独自の様式等を添付して報告いただいて差し支えありません。
- ・事故報告は「可能な限り早急に報告を行う」という観点から、第1報提出⇒第2報（最終報）提出という2段階の報告方法としていますが、事故発生後、介護事故検討会等を速やかに開催した場合などについては、第1報及び最終報を一括で報告いただいて構いません。

【留意点】

- ・事故報告書様式の「7 事故の原因分析」「8 再発防止策」について、不可抗力で発生したと判断される事故等において、要因や再発防止策が見出せない場合には、その旨

を記載してください。 なお、事業所の過失によらないとした事故においても、設備やサービス等の改善を行う（行った）場合は、その記載を妨げるものではありません。

- ・「7 事故の原因分析」については、様式記載の「本人」「職員」「環境」の3要因全てについて記載を求めているものではなく、また、3要因以外に考えられる要因がある場合には、その記載を妨げるものではありません。

4) 報告先

鹿屋市高齢福祉課 給付管理係

〒893-8501 鹿屋市共栄町 20 番 1 号

メール：koureikyufu@city.kanoya.lg.jp

F A X：0994-41-0701

電 話：0994-31-1116（直通）

（時間内：内線 3185、時間外：警備員室）

5) 備考

報告の対象でないと考えられるもの（ヒヤリハット等）についても、各事業所において記録し、職員間で共有するなどして、事故防止に努めてください。

3 事故報告フローチャート

事 故 発 生

事業所のマニュアル等による応急対応・家族等への連絡

※職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
※感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたとき、規定値を超えるレジオネラ属菌が検出されたとき
※その他、報告が必要と認められる事故の発生
※死亡事故

※サービスの提供による利用者の事故

受 診 の 有 無
（ 外 来 ・ 往 診 、 電 話 連 絡 ）

有

無

処 置 、 投 薬 等 の 有 無

有

無

「第1報」の報告

事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告してください

報 告 不 要

ただし、各事業所において記録し、職員間で共有するなどして事故防止に努めてください

「第2報（最終報）」の報告

概ね1か月以内に介護事故検討会等を開催後、報告してください

4 様式

事故報告書（事業者→鹿屋市）

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

		☐ 第1報		☐ 第__報		☐ 最終報告		提出日：西暦 年 月 日		
1事故 状況	事故状況の程度	☐ 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 ☐ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他 ()								
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日		
2 事業 所の 概要	法人名									
	事業所（施設）名							事業所番号		
	サービス種別									
	所在地									
3 対 象 者	氏名・年齢・性別	氏名			年齢			性別：	☐ 男性 ☐ 女性	
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者 鹿屋市	
	住所	☐ 事業所所在地と同じ ☐ その他 ()								
	身体状況	要介護度	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5 ☐ 自立							
		認知症高齢者 日常生活自立度	☐ I	☐ II a	☐ II b	☐ III a	☐ III b	☐ IV	☐ M	
4 事 故 の 概 要	発生日時	西暦		年		月		日	時 分頃（24時間表記）	
	発生場所	☐ 居室（個室） ☐ 居室（多床室） ☐ トイレ ☐ 廊下 ☐ 食堂等共用部 ☐ 浴室・脱衣室 ☐ 機能訓練室 ☐ 施設敷地内の建物外 ☐ 敷地外 ☐ その他 ()								
		事故の種別	☐ 転倒 ☐ 異食 ☐ 不明 ☐ 転落 ☐ 誤薬、与薬もれ等 ☐ その他 () ☐ 誤嚥・窒息 ☐ 医療処置関連（チューブ抜去等）							
			発生時状況、事故内容 の詳細							
	その他 特記すべき事項									
	5 事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応								
受診方法		☐ 施設内の医師(配置医含む)が対応 ☐ 受診(外来・往診) ☐ 救急搬送 ☐ その他 ()								
受診先		医療機関名					連絡先（電話番号）			
診断名										
診断内容		☐ 切傷・擦過傷 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ 骨折(部位：) ☐ その他 ()								
		検査、処置等の概要								

6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況										
	家族等への報告	報告した家族等の 続柄	☐ 配偶者 ☐ 子、子の配偶者 ☐ その他 ()								
		報告年月日	西暦		年		月		日		
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	☐ 他の自治体 ☐ 警察 ☐ その他 自治体名 () 警察署名 () 名称 ()									
	本人、家族、関係先等 への追加対応予定										
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分 析)		(できるだけ具体的に記載すること)									
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、 再発防止策の評価時期および結果等)		(できるだけ具体的に記載すること)									
9 その他 特記すべき事項											